

令和3年6月1日

令和3年第3回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目

次

承第 1 号	専決処分の承認について（専第 3 号 恵那市税条例等の一部改正について）	5
承第 2 号	専決処分の承認について（専第 4 号 恵那市都市計画税条例の一部改正について）	11
承第 3 号	専決処分の承認について（専第 5 号 令和 2 年度恵那市一般会計補正予算）	13
承第 4 号	専決処分の承認について（専第 6 号 令和 3 年度恵那市一般会計補正予算）	15
議第 4 0 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	27
議第 4 1 号	恵那市税条例等の一部改正について	29
議第 4 2 号	恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	33
議第 4 3 号	恵那市介護保険条例の一部改正について	35
議第 4 4 号	恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部改正について	37
議第 4 5 号	恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正について	41
議第 4 6 号	契約の締結について	43
議第 4 7 号	財産の無償譲渡について	45
議第 4 8 号	財産の取得について	47
議第 4 9 号	市道路線の認定について	49
議第 5 0 号	令和 3 年度恵那市一般会計補正予算	51

承第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 3 号

恵那市税条例等の一部改正について

恵那市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和 3 年 3 月 31 日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市税条例等の一部を改正する条例

(恵那市税条例の一部改正)

第1条 恵那市税条例（平成16年恵那市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理されたとき」とあるのは「提供を受けたとき」とする。

第81条の4中「3輪」を「三輪」に改め、同条第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7

項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同条中第 16 項を削り、第 17 項を第 16 項とし、第 18 項を第 17 項とする。

附則第 11 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和元年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「令和元年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第 15 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度か

ら令和５年度まで」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１５条の２中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第１５条の２の２第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１６条第１項中「第５項」を「第８項」に改め、同条第２項中「、当該軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第４項中「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の３項を加える。

６ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

７ 法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

８ 法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車

(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改める。

附則第 25 条に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

(恵那市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 恵那市税条例の一部を改正する条例(令和 2 年恵那市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、恵那市税条例第 48 条の改正規定中「第 321 条の 8 第 52 項」を「第 321 条の 8 第 60 項」に、「同条第 52 項」を「同条第 60 項」に改め、同条第 16 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 61 項」を「第 321 条の 8 第 69 項」に改め、同条例第 50 条第 2 項の改正規定中「「又は第 31 項」に」の次に「、「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に」を加え、同条例第 52 条の改正規定中「第 52 条第 4 項」を「第 52 条第 3 項中「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に改め、同条第 4 項」に改め、附則第 3 条の 2 第 2 項の改正規定の次に次のように加える。

附則第 4 条第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の恵那市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の恵那市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 4 号

恵那市都市計画税条例の一部改正について

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和 3 年 3 月 31 日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵那市都市計画税条例（平成 16 年恵那市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改める。

附則第 6 項の前の見出し及び同項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「加算した額」の次に「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第 7 項及び第 8 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 9 項及び第 10 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 11 項の見出し及び同項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第 13 項中「第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 29 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項及び第 44 項、若しくは第 48 項」を「第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 26 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項、第 39 項若しくは第 43 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵那市都市計画税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承第 3 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 5 号

令和2年度恵那市一般会計補正予算（第13号）

令和2年度恵那市の一般会計補正予算（第13号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年3月31日専決

恵那市長 小坂 喬峰

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

1. 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前	補 正 後
			金額	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校トイレ洋式化事業	151,860	209,740
10 教育費	3 中学校費	串原中学校トイレ洋式化事業	3,900	6,500

承第 4 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 6 号

令和 3 年度恵那市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度恵那市の一般会計補正予算（第 1 号）を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 3 年 4 月 1 日専決

恵那市長 小坂 喬峰

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,302 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,057,302 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		2, 212, 971	27, 302	2, 240, 273
	2 国庫補助金	857, 965	27, 302	885, 267
歳 入 合 計		26, 030, 000	27, 302	26, 057, 302

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		7,354,300	27,302	7,381,602
	2 児童福祉費	2,763,770	27,302	2,791,072
歳 出 合 計		26,030,000	27,302	26,057,302

予算説明書

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	2, 212, 971	27, 302	2, 240, 273
	2	国庫補助金	857, 965	27, 302	885, 267
	2	民生費国庫補助金	107, 337	27, 302	134, 639

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費 補助金	27,302	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 852 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 26,450

3 歳 出

(款) 3 民 生 費
(項) 2 児 童 福 祉 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	7,354,300	27,302	7,381,602	27,302	
	2		児童福祉費	2,763,770	27,302	2,791,072	27,302	
		2	児童福祉対 策費	1,271,260	27,302	1,298,562	国庫支出金 27,302	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	345	○ 子育て世帯生活支援特別給付金事業費（安心子育て） 27,302 非常勤職員報酬 345
4 共 済 費	61	社会保険料 61 費用弁償 47
8 旅 費	47	消耗品費 150 印刷製本費 22
10 需 用 費	172	通信運搬費 84 手数料 143
11 役 務 費	227	給付金 26,450
18 負担金補助 及び交付金	26,450	

議第40号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年6月1日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者等に対する国民健康保険料の減免に係る対象期間を改めるため、この条例を定める。

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 条第 1 項中「令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年度分及び令和 3 年度分の保険料（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に、「に限り、令和 2 年 1 月以前分の保険料を除く。）」を「（被保険者の資格の取得に係る届出を 14 日以内に行わなかったことにより、令和 3 年 3 月以前の納期に係る納期限が同年 4 月 1 日以降に定められているものを除く。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

議第 4 1 号

恵那市税条例等の一部改正について

恵那市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、セルフメディケーション税制の 5 年間延長など
所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市税条例等の一部を改正する条例

(恵那市税条例の一部改正)

第1条 恵那市税条例（平成16年恵那市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

(恵那市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 恵那市税条例の一部を改正する条例（令和2年恵那市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、恵那市税条例第50条第2項の改正規定中「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を削り、同条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

(恵那市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 恵那市税条例等の一部を改正する条例（令和3年恵那市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項中「平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に

取得された」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中恵那市税条例第34条の7第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中恵那市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の恵那市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の恵那市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議第 4 2 号

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

健康保険法等の一部改正に伴い、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術に係る療養費の自己負担限度額を定めるため、この条例を定める。

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

恵那市病院事業の設置等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 239 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

特別病室	1 日	4,000
------	-----	-------

を

」

「

特別病室		1 日	4,000
眼科関係料	多焦点眼内レンズ支給選定療養費	1 眼 1 回	250,000

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 3 号

恵那市介護保険条例の一部改正について

恵那市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する介護保険料の減免に係る対象期間などを改めるため、この条例を定める。

恵那市介護保険条例の一部を改正する条例

恵那市介護保険条例（平成 16 年恵那市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 1 項中「令和元年度及び令和 2 年度の保険料（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）」を「令和 2 年度分及び令和 3 年度分の保険料（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）」に、「令和 2 年 1 月以前分の保険料を除く」を「第 1 号被保険者の資格の取得に係る届出を 14 日以内に行わなかったことにより、令和 3 年 3 月以前の納期に係る納期限が同年 4 月 1 日以降に定められているものを除く」に改め、同項第 2 号ア中「事業収入等」を「その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等」に改め、同号イ中「減少する」を「その属する世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）のうち、減少する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

議第 4 4 号

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部改正について

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地域住民等が、太陽光発電設備の設置事業者に対して、協定の締結を求めることができるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部を改正する条例

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例（平成 30 年恵那市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「含まれる」を「含まれ、又は隣接する」に改め、「の自治会員のうち近隣関係者以外の者」を削り、同条に次の 1 号を加える。

- (8) 地域組織 事業区域に含まれ、又は隣接する自治会を含む当該自治会の維持及び運営を補完する町単位等の自治会の連合組織又は地域自治区をいう。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(土地所有者の責務)

第 4 条の 2 土地の所有者は、自己又は第三者により太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、災害の発生を助長し、又は良好な景観及び生活環境を損なうおそれのある当該事業のために土地を使用し、又は使用させることのないよう努めなければならない。

- 2 土地の所有者は、太陽光発電設備設置事業を実施したときは、自然環境を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該事業に使用した土地を適正に管理しなければならない。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、次条に規定する区域において、土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うときは、事業区域が 1,000 平方メートル未満であっても対象とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(地域住民等への通知)

第 7 条の 2 市長は、前条の規定による事業者の届出があった場合には、地域住民等に対してその者の氏名（法人にあっては、当該法人の名称及び代表者の氏名）、住所及び事業区域を通知することができる。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項は、第 5 条の規定にかかわらず、発電出力の合計が 10 キロワット以上の土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うものを対象とする。

第 9 条の次に次の 2 条を加える。

(地域住民等の協定の締結)

第 9 条の 2 地域住民等は、太陽光発電設備設置事業に対して、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全（以下「災害防止等」という。）に関し必要な事項について、事業者と協定の締結を求めることができる。

- 2 事業者は、前項の締結を地域住民等から求められたときは、協定の締結に努

めなければならない。この場合において、協定を締結した場合には、速やかに当該協定の書面の写しを市長に提出するものとする。

（地域住民等及び地域組織の協力）

第9条の3 地域住民等は、太陽光発電設備設置事業が災害防止等に影響があると認める場合には、必要に応じて、地域組織に対して、規則で定める事項を周知するよう、事業者を求めることができる。

2 前項の場合において、地域組織は、太陽光発電設備設置事業に対して、災害防止等に関し必要な事項について、事業者と協定の締結を求めることができる。

3 事業者は、前項の締結を地域組織から求められたときは、協定の締結に努めなければならない。この場合において、協定を締結した場合には、速やかに当該協定の書面の写しを市長に提出するものとする。

第12条中「ことができる」を削る。

第17条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 第6条に規定する太陽光発電設備の設置が適当でない区域において、事業を実施しているとき。

第17条の次に次の1条を加える。

（助言）

第17条の2 市長は、必要があると認めるときは、事業者等又は地域住民等に対して、必要な措置を講ずるよう助言を行うことができる。

第18条の見出しを「（公表等）」に改め、同条第1項中「前条第2項第1号又は第2号」を「第17条第2項第2号又は第3号」に改め、同条第2項中「前条第2項第3号」を「第17条第2項第1号又は第4号」に、「及び必要」を「その他の必要」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、第1項及び第2項の公表後、公表内容及び公表の事実を国、県その他関係機関（以下「関係機関等」という。）へ報告することができる。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（関係機関等との情報共有）

第19条 市長は、第17条の指導及び勧告に従わない事業者並びに市長が特に必要と認めた事業者について、関係機関等に対して必要な情報を提供し、又は関係機関等から必要な情報の提供を求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 5 号

恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部改正について

恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市ふれあいエコプラザの屋外回収施設設置に伴い、当該施設の休館日を定めるため、この条例を定める。

恵那市ふれあいエコプラザ条例の一部を改正する条例

恵那市ふれあいエコプラザ条例（平成 23 年恵那市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（施設）

第 2 条の 2 プラザに次の施設を置く。

- （１） 屋内施設
- （２） 屋外回収施設

第 5 条を次のように改める。

（休館日）

第 5 条 プラザの休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- （１） 屋内施設 日曜日及び月曜日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日
- （２） 屋外回収施設 年中無休

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第46号

契約の締結について

次のとおり契約を締結することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年恵那市条例第42号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月1日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 三郷小学校大規模改修工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 190,850,000円 |
| 4 契約の相手方 | 恵那市長島町中野1002番地1
大井建設株式会社 恵那支店
執行役員支店長 後藤 登茂美 |

議第 4 7 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 譲渡する財産

建 物

所 在	構 造	床面積（㎡）
恵那市中野方町 4 4 3 7 番地 2 1 5	鉄骨造 2 階建	2 0 0 . 0 0
恵那市中野方町 4 4 3 7 番地 2 1 5	木造平屋建	1 7 . 3 9
恵那市中野方町 4 4 3 7 番地 4 0	木造平屋建	9 . 0 0
恵那市中野方町 4 4 3 7 番地 4 0	木造平屋建	3 0 . 2 4
恵那市中野方町 4 4 4 3 番地 2	木造平屋建	6 . 3 0
恵那市中野方町 4 4 4 3 番地 2	P C 擬木造平屋建	9 . 0 0

2 譲渡する相手方 恵那市中野方町 2 3 3 9 番地 1 3

中野方自治振興会

会長 柘植 昭男

3 譲渡する理由 施設管理を行い、都市交流事業の促進に努めている地元の認可地縁団体に建物を譲渡する。

議第 4 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年恵那市条例第 4 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ車購入事業 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 5 4, 8 9 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜市金園町三丁目 2 5 番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

議第 4 9 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の道路を市道路線として認定することについて、議会の議決を求める。

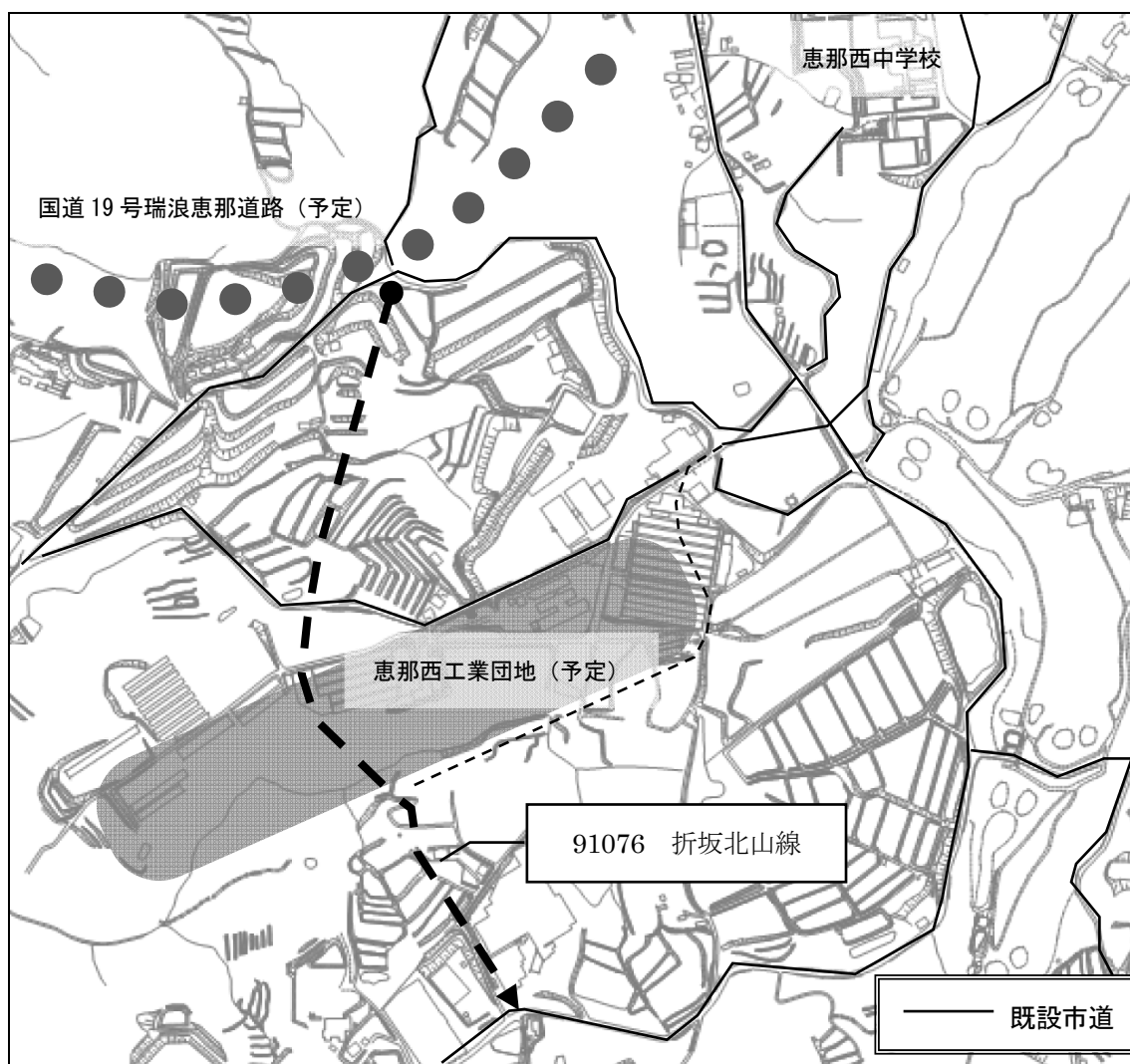
令和 3 年 6 月 1 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
9 1 0 7 6	折坂北山線	恵那市武並町竹折字折坂	
		恵那市三郷町野井字北山	

市道路線の認定

路線番号 9 1 0 7 6 折坂北山線



議第50号

令和3年度恵那市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度恵那市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 741,791千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,799,093千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年6月1日提出

恵那市長 小坂 喬峰

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		2,240,273	586,974	2,827,247
	2 国庫補助金	885,267	586,974	1,472,241
16 県支出金		2,171,094	19,545	2,190,639
	2 県補助金	1,305,062	19,545	1,324,607
19 繰 入 金		977,762	△53,182	924,580
	2 基金繰入金	975,762	△53,182	922,580
21 諸 収 入		788,459	6,854	795,313
	4 雑 入	647,741	6,854	654,595
22 市 債		1,816,300	181,600	1,997,900
	1 市 債	1,816,300	181,600	1,997,900
歳 入 合 計		26,057,302	741,791	26,799,093

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		194,700	189,589	384,289
	1 議 会 費	194,700	189,589	384,289
2 総 務 費		3,708,100	6,830	3,714,930
	1 総務管理費	3,279,880	6,830	3,286,710
3 民 生 費		7,381,602	40,464	7,422,066
	2 児童福祉費	2,791,072	40,464	2,831,536
7 商 工 費		1,124,300	347,383	1,471,683
	1 商 工 費	1,124,300	347,383	1,471,683
8 土 木 費		2,373,800	103,000	2,476,800
	2 道路橋りょう費	1,127,860	103,000	1,230,860
9 消 防 費		927,200	2,154	929,354
	1 消 防 費	927,200	2,154	929,354
10 教 育 費		2,940,500	52,371	2,992,871
	3 中学校費	220,510	50,053	270,563
	5 社会教育費	570,040	2,318	572,358
歳 出 合 計		26,057,302	741,791	26,799,093

第 2 表 債務負担行為補正

1. 追 加 (単位：千円)		
事 項	期 間	限 度 額
槇ヶ根浜松線等整備事業費	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	180,000

第 3 表 地方債補正

1. 追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般補助施設整備等事業	125,000	普通貸借 又は 証券発行	2. 5 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2. 変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路維持管理事業	84,800	普通貸借 又は 証券発行	2. 5 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	99,800	普通貸借 又は 証券発行	2. 5 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
合併特例事業	506,600				548,200			

予算説明書

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	2, 240, 273	586, 974	2, 827, 247
	2	国庫補助金	885, 267	586, 974	1, 472, 241
	1	総務費国庫補助金	63, 574	504, 292	567, 866
	2	民生費国庫補助金	134, 639	40, 682	175, 321
	5	土木費国庫補助金	458, 461	42, 000	500, 461
16		県支出金	2, 171, 094	19, 545	2, 190, 639
	2	県補助金	1, 305, 062	19, 545	1, 324, 607
	1	総務費県補助金	511, 825	15, 805	527, 630
	5	商工費県補助金	1, 000	3, 740	4, 740
19		繰 入 金	977, 762	△53, 182	924, 580
	2	基金繰入金	975, 762	△53, 182	922, 580
	1	財政調整基金繰入金	655, 182	△53, 182	602, 000
21		諸 収 入	788, 459	6, 854	795, 313
	4	雑 入	647, 741	6, 854	654, 595
	1	雑 入	647, 741	6, 854	654, 595
22		市 債	1, 816, 300	181, 600	1, 997, 900
	1	市 債	1, 816, 300	181, 600	1, 997, 900
	4	商 工 債	54, 900	125, 000	179, 900
	5	土 木 債	162, 500	15, 000	177, 500
	9	合併特例事業債	506, 600	41, 600	548, 200

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費 補助金	504,292	地方創生拠点整備交付金 125,083 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 379,209
2 児童福祉費 補助金	40,682	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 1,332 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 39,350
1 道路橋りよ う費補助金	42,000	社会資本整備総合交付金（道路整備） 9,000 道路メンテナンス事業補助金 33,000
1 総務管理費 補助金	15,805	清流の国地域振興補助金 4,000 県産材需要拡大施設等整備事業補助金 11,805
1 商工費補助 金	3,740	「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金
1 財政調整基 金繰入金	△53,182	
4 雑 入	6,854	
1 商 工 債	125,000	アウトドア施設整備事業債（一般補助施設整備等事業）
1 土 木 債	15,000	的場掛地線法面災害防止対策事業債（緊急自然災害防止対策事業）
1 合併特例事 業債	41,600	橋りょう維持補修事業債 31,200 主要市道整備事業債 10,400

3 歳 出

(款) 1 議 会 費
(項) 1 議 会 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1			議 会 費	194,700	189,589	384,289	11,805	177,784
	1		議 会 費	194,700	189,589	384,289	11,805	177,784
		1	議 会 費	194,700	189,589	384,289	県支出金 11,805	177,784

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	1,942	○ 議会事務一般経費	189,589
		その他業務委託料	1,942
14 工事請負費	151,347	工事請負費	151,347
		事務用備品購入費	36,300
17 備品購入費	36,300		

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	3,708,100	6,830	3,714,930	4,700	2,130
	1		総務管理費	3,279,880	6,830	3,286,710	4,700	2,130
		20	地域自治推 進費	182,090	6,830	188,920	諸収入 4,700	2,130

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	6,830	○ 地域自治推進事業費（地域コミュニティ） 補助交付金	6,830 6,830

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	7,381,602	40,464	7,422,066	70,891	△30,427
	1		社会福祉費	4,381,300	0	4,381,300	30,427	△30,427
		1	社会福祉総務費	271,790	0	271,790	国庫支出金 218	△218
		3	老人福祉費	452,860	0	452,860	国庫支出金 30,209	△30,209

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(款) 3 民 生 費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	2		児童福祉費	2,791,072	40,464	2,831,536	40,464	
		2	児童福祉対策費	1,298,562	40,464	1,339,026	国庫支出金 40,464	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需 用 費	94	○ 子育て世帯生活支援特別給付金事業費（安心子育て）	40,464
		消耗品費	50
11 役 務 費	277	印刷製本費	44
		通信運搬費	134
12 委 託 料	743	手数料	143
		業務委託料	743
18 負担金補助 及び交付金	39,350	給付金	39,350

(款) 7 商 工 費
(項) 1 商 工 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7			商 工 費	1, 124, 300	347, 383	1, 471, 683	602, 823	△255, 440
	1		商 工 費	1, 124, 300	347, 383	1, 471, 683	602, 823	△255, 440
		2	商工振興費	594, 950	0	594, 950	国庫支出金 349, 000	△349, 000
		4	観光交流費	178, 600	329, 353	507, 953	国庫支出金 125, 083 県支出金 3, 740 地方債 125, 000	75, 530
	5	観光施設費	173, 830	18, 030	191, 860			18, 030

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	100	○ 観光PR事業費（訪れたいまち） 13,960 印刷製本費 100
12 委 託 料	62,880	補助交付金 13,860
		○ 観光資源活用事業費（訪れたいまち） 315,393
14 工事請負費	197,812	業務委託料 62,880 工事請負費 197,812
17 備品購入費	54,701	備品購入費 54,701
18 負担金補助 及び交付金	13,860	
10 需 用 費	15,510	○ 観光施設維持管理事業費 18,030 修繕料 15,510
18 負担金補助 及び交付金	2,520	補助交付金 2,520

(款) 8 土 木 費
(項) 2 道路橋りょう費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
8			土 木 費	2,373,800	103,000	2,476,800	98,600	4,400
	2		道路橋りょう費	1,127,860	103,000	1,230,860	98,600	4,400
		2	道路橋りょう維持費	420,200	83,000	503,200	国庫支出金 33,000 地方債 46,200	3,800
		3	道路橋りょう新設改良費	590,290	20,000	610,290	国庫支出金 9,000 地方債 10,400	600

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	53,000	○ 道路維持管理事業費（安心暮らし） 83,000
		工事関連委託料 2,000
14 工事請負費	29,000	道路管理委託料 51,000
		道路補修工事費 29,000
16 公有財産購入費	1,000	土地購入費 1,000
12 委 託 料	20,000	○ 道路整備事業費（リニア） 20,000
		工事関連委託料 20,000

(款) 9 消 防 費
(項) 1 消 防 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			消 防 費	927,200	2,154	929,354	2,154	
	1		消 防 費	927,200	2,154	929,354	2,154	
		2	非常備消防 費	137,580	2,154	139,734	諸収入 2,154	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報 償 費	2,154	○ 非常備消防一般経費（災害） 退職報償金
		2,154 2,154

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
10			教 育 費	2,940,500	52,371	2,992,871	4,000	48,371
	3		中学校費	220,510	50,053	270,563	4,000	46,053
		2	学校教育振 興費	118,060	50,053	168,113	県支出金 4,000	46,053

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 使用料及び 賃借料	2,040	○ 中学校教育振興費（学びの継続） 50,053 借上料 2,040 工事請負費 5,428
14 工事請負費	5,428	情報機器購入費 42,585
17 備品購入費	42,585	

(款)	10	教育費
(項)	5	社会教育費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需 用 費	744	○ 青少年育成事業費（学びの継続）	2,318
		消耗品費	744
12 委 託 料	1,574	業務委託料	1,574

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
楨ヶ根浜松線等整備事業費	180,000		

(単位：千円)

当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国 県 支出金	地方債	その他	
令和4年度から 令和5年度まで	180,000	90,000	85,500		4,500

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		
			当該年度中起債見込額		
			補正前	補正額	計
1. 普通債	4,072,395	4,547,722	544,700	140,000	684,700
（5）商工債	0	51,800	54,900	125,000	179,900
（6）土木債	477,704	676,561	162,500	15,000	177,500
3. 合併特例債	10,689,293	8,861,067	506,600	41,600	548,200
⑥土木債	2,174,733	1,998,995	273,300	41,600	314,900
合 計	28,007,087	26,595,187	1,816,300	181,600	1,997,900

(単位：千円)

当該年度中元金償還見込額			当該年度末現在高見込額		
補正前	補正額	計	補正前	補正額	計
487,810	0	487,810	4,604,612	140,000	4,744,612
0	0	0	106,700	125,000	231,700
75,507	0	75,507	763,554	15,000	778,554
1,075,131	0	1,075,131	8,292,536	41,600	8,334,136
205,363	0	205,363	2,066,932	41,600	2,108,532
2,709,000	0	2,709,000	25,702,487	181,600	25,884,087

恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう